

平成 30 年 6 月 30 日現在

機関番号：32719

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2017

課題番号：26590008

研究課題名(和文) 受任者の利益吐き出し責任の確立 原状回復法と不当利得概念の関係を手がかりに

研究課題名(英文) Establishment of responsibility for disgorgement

研究代表者

櫻井 博子 (Sakurai, Hiroko)

松蔭大学・公私立大学の部局等・講師

研究者番号：00620212

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：研究期間中の分析は、課題 利益の吐き出しの体系上の位置づけをめぐる議論の検討を中心に行った。利益吐き出しは、原状回復法の、「違法行為に対する原状回復」に該当するが、この類型は、不当利得原理の、「他人の損失」という要件を満たさないという矛盾をはらんでいること、そしてそれに対し、イギリスとアメリカの対処が異なることを明らかにした。

すなわち、イギリス法の多数意見は、違法な利益に対する原状回復類型を不当利得法から排除すべき、とするのに対し、アメリカ法は、原状回復と不当利得との併存を認容し、矛盾を解消するために、不当利得の「他人の損失において」という文言を削除した。

研究成果の概要(英文)：The analysis during the research period focused on discussions on the systematic positioning of disgorgement. Disgorgement is a type of remedies that falls under the category of "restitution for wrongs" under the law of restitution. This type contradicts that it does not satisfy the requirement of "at the expense of another" of the principle that "a person who has been unjustly enriched at the expense of another is required to make restitution to the other." It was revealed that British and American countermeasures are different. The majority opinion of British law is that the type of "restitution for wrongs" is not "unjust enrichment" that is causally related to plaintiff's loss. Therefore, it should be excluded from the law of Unjust Enrichment. On the contrary, the US law adopted a position to accept the coexistence of Restitution and Unjust Enrichment. In order to solve the contradiction, they deleted the word "at the expense of another" of unjust enrichment.

研究分野：民法

キーワード：委任 利益吐き出し 不当利得 原状回復 信認関係 忠実義務

1. 研究開始当初の背景

日本法の責任法理（損害賠償・不当利得）は、損害／損失の填補を目的とする。そのため、管理財産の違法処分や賄賂の受取によって受任者が利益を得た場合、客観的価値を上回る範囲は、受任者の手中に留まることになるが、そうした処理は、公平に資すると解するのが、これまでの通説とされてきた。しかし、近年では、信託法、会社法にも忠実義務の規定が置かれ、最終的に見送られたが、債権法改正においても、忠実義務の導入が議論された。

こうした状況は、「公平」の観念が変容しつつあり、他人の事務を処理する委任契約において、受任者の裁量権濫用の防止と、契約上の信頼を確保が要請されつつあることをうかがわせるものである。

ところで、忠実義務は、英米法において、信認関係法理のひとつとして理解されており、他人の財産管理者である受認者（fiduciary）に課されている。その法理のもとでは、義務に反して得た利益を、すべて受益者に引き渡すよう命じる、吐き出し（disgorgement）責任が機能している。この責任構造は、受認者の違反行為に対するインセンティブを奪い、忠実義務の実効性を確保しており、信認関係法理において、両者は対をなすものとして理解されている。

日本法において、忠実義務に関しては、会社法を中心に多くの論考が既に存在しているが、実効性を確保する役割を果たしている利益の吐き出しに関しても、実現の仕方や、法体系上の位置づけを解明することには意義があると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、英米法につき、不当利得概念と利益の吐き出し責任には、体系上の位置

づけをめぐる議論が存在しており、日本法と類似の問題状況を抱えながらも、利益の吐き出し責任を実現し得ていることを解明し、位置づけをめぐる解釈上の示唆を得ることを目的とする。

利益の吐き出しの実現は、受認者の手元にある財産のうち、受益者が権利を有するものであると追及（tracing）できた場合に、優先的な取戻しを認める擬制信託（constructive trust）によるものだけでなく、優先的な回復を伴わない金銭の引渡のみ清算（account）によっても実現されていることを明らかにする。これにより、とりわけ金銭に「色づけ」を認めない日本法においては、「擬制信託」は不要であるとの理解が、利益の吐き出しに対する消極的な評価につながっているという、既存の状況を再考する契機を提示することを目的とする。

3. 研究の方法

利益の吐き出しは、原状回復法（law of Restitution）の、違法行為に対する原状回復（restitution for wrongs）の類型に該当する救済である。契約法・信託法において実質的に不当利得を返還させるために機能していた法理を集約し一つの法体系とした原状回復法は、「原告の損失において被告が利得を得ることは不当である」ことを規範的基礎とする。ところが、被告の得ている利益を返還範囲とする利益の吐き出しは、「原告の損失」要件を満たさないという、問題状況が存在している。この点をめぐっていかなる議論がなされたのかを検討する。この点につき、当初は議論が盛んなイギリス法と、カナダ法を検討する予定でいたが、アメリカにおいて、70年ぶりにリステイメントが改訂され、この点に関する言及が存在していることから、

イギリス法とアメリカ法の議論を分析対象とした。

4. 研究成果

研究期間中の分析は、課題 利益の吐き出しの体系上の位置づけをめぐる議論の検討を中心に行った。利益吐き出しは、原状回復法 (law of Restitution) の、「違法行為に対する原状回復 (restitution for wrongs)」の類型に該当する救済であるところ、原状回復法は、「原告の損失において被告が利得を得ることは不当である」ことを規範的基礎とする。利益の吐き出しは、「原告の損失」要件を満たさない、すなわち損失は被っていないが、義務違反者の利益を引渡させる救済である。この矛盾は、原状回復法と不当利得概念の関係の捉え方の問題として論じられていた。また、申請時には課題として想定していなかったが、「違法行為に対する原状回復」には、忠実義務違反だけではなく、広く違法行為によって得た利益を対象とすることから、そういった利益に対する吐き出し救済の可能性を検討する必要がある。

(1) 位置づけをめぐる相違

イギリス法では、原状回復よりも、むしろ不当利得の名の下で再構成を行い、違法行為者の吐き出しを実現する、「違法な利益に対する原状回復 (restitution for wrongs)」の類型は、原告の損失と因果関係のある「不当利得」ではないことから、不当利得法からは排除されるべきであるという見解が有力になりつつある。

これに対し、およそ 70 年ぶりに第 3 次原状回復・不当利得法リステイトメントが改訂されたアメリカ法は、イギリス法とは異なる立場を取った。リステイトメントのタイトルから明らかなように、原状回復と不当利得と

の併存を認容する立場を採用し、また、「他人の損失において」という文言を削除し、不当利得の定義を変容させることにより、矛盾を解消した。

(2) 第 3 次リステイトメントにおける吐き出し責任

第 1 次リステイトメントは、準契約と擬制信託という救済法理の適用場面の観点からまとめられていた。これに対し、第三次リステイトメントでは、擬制信託による物権的な救済と、「金銭支払判決」の 2 つを実現法理として認めている。そしてその性質は、違法行為の抑止機能を果たし、制裁的な救済 (punitive damages) とは異なるとする。

また、「金銭支払い判決」の対象となる「純利益」の算定では、違法行為と因果関係があること、違法行為と正当行為の複合的な成果である場合には、状況毎に割合を認定する必要があること、寄与分は適切に控除されるだが、悪意の忠実義務違反では、控除は認められず、全額が吐き出しの対象となる。

立証責任は、原則として原告が負うものとする、という「総利益」を確定するために、四つの要素によって確定されるものとされている。

(3) 「違法行為者の取得した利益」

もとよりアメリカの原状回復法は、信認関係にない当事者間の不当利得を回復するための手段として、擬制信託を認めていた。改正後は擬制信託のみならず、「特定」ができれば、優先回復することはできないが、取得した利益を範囲として、「悪意の違法行為者」が取得した利益をはく奪させることを認めている。

こうした「違法行為者の取得した利益」は、イギリス法でも、「違法行為に対する原状回

復 (restitution for wrongs)」における、契約違反に対する原状回復的損害賠償として扱われる。ただし、イギリス法において、契約違反に対する救済は、あくまで、金銭による填補賠償が原則であり、原状回復的損害賠償として獲得した利益を範囲とする救済を、判例が認めたのは、信託義務違反に準じた関係があった場合のみであった。したがって、イギリス法では、信託義務違反以外の違法行為に対する利益の吐き出しは消極的であり、利益の吐き出しを認容すべき状況が、忠実義務違反を中心であることを示している。

他方で、イギリス法は、忠実義務違反を厳格に課し、受託者の忠実義務違反行為に誘導や幫助といった一定の関与を行った第三者にも、受託者や受託者の忠実義務違反に対する責任から派生した二次的責任を課す。しかし、その内容は、信託違反の結果として生じた損失を清算する人的責任とされている。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

櫻井博子「アメリカ法における違法に取得した利益に対する責任 第三次原状回復・不当利得法リスティメントを中心に」法学会雑誌 56 巻 1 号 737-757 頁 (2015 年) [査読無]

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1 件)

櫻井博子「イギリス法における信託違反に対する第三者の幫助責任 不正の認定基準を中心に」水野紀子編『信託の理論と現代的展

開』(219-246 頁, 商事法務, 2014 年) [査読無]

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年 :

国内外の別 :

取得状況 (計 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

取得年 :

国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

櫻井 博子 (Sakurai Hiroko)

松蔭大学・観光文化学部・講師

研究者番号 : 00620212

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 研究協力者

()